

資料 1

令和8年7月30日(火)

厚木市役所第二庁舎16階 会議室A・B

学校運営協議会会長・副会長研修

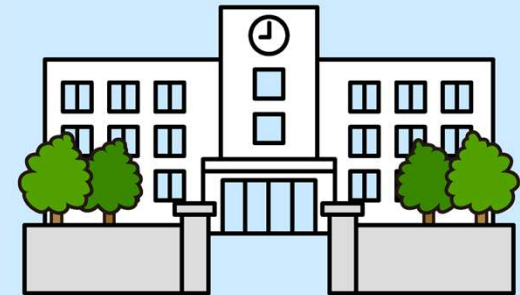
「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進について」

- 1 コミュニティ・スクールと学校運営協議会
- 2 地域学校協働活動
- 3 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の
連携について
- 4 学校運営協議会の運営について
- 5 まとめ

1、コミュニティ・スクールと学校運営協議会

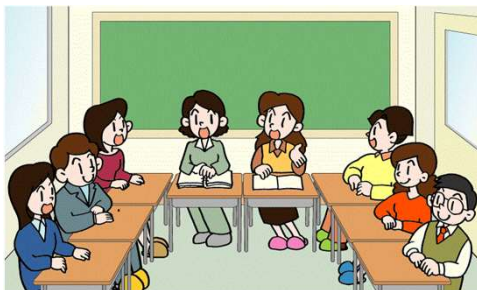
コミュニティ・スクール

(学校運営協議会を設置した学校)



学校運営協議会【地教行法 第47条】

【委員】 地域住民、保護者、有識者、
地域学校協働活動推進員、当該校の教員 など



- 学校の基本方針を承認する
(学校教育目標、運営方針、働き方改革 など)
- 学校運営について意見を述べる
- 教職員の任用について意見を述べる

○コミュニティ・スクールによる地域のメリット

- ・防犯意識の高い地域づくりに取り組みやすい
- ・こどもたちが地域の事を好きになってくれる
- ・地域の困りごとにも対応してもらえる
- ・教員の採用などにも意見を述べられる



2、地域学校協働活動

【背景】

- ・都市化、過疎化の進行
- ・家族形態の変容
- ・価値観やライフスタイルの多様化
- ・少子高齢化による地域コミュニティの危機

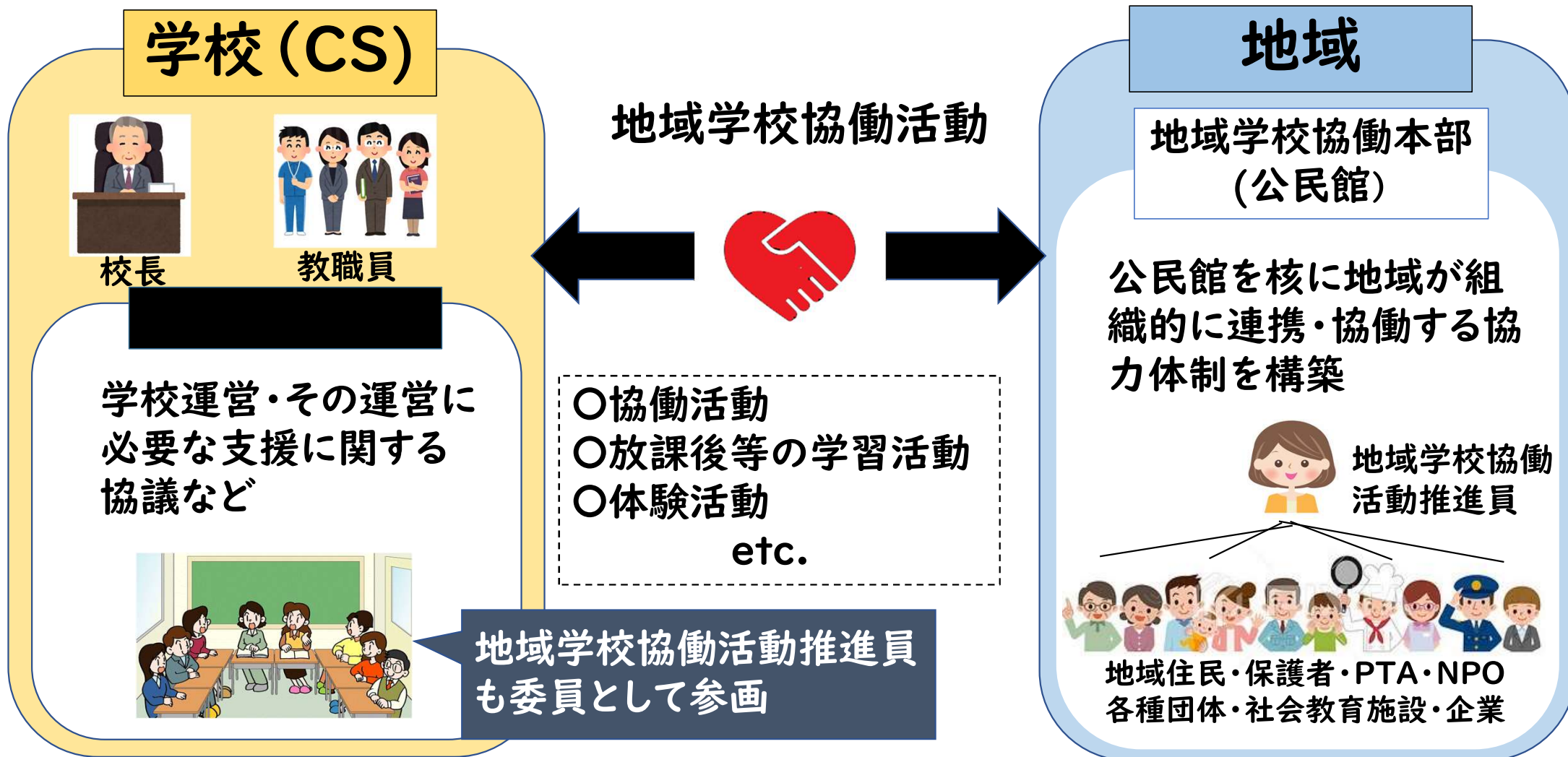


【社会教育法第9条の改正】（H29）

- ・連携協力体制の整備、普及啓発、その他必要な措置を講ずること。
- ・教育委員会は、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

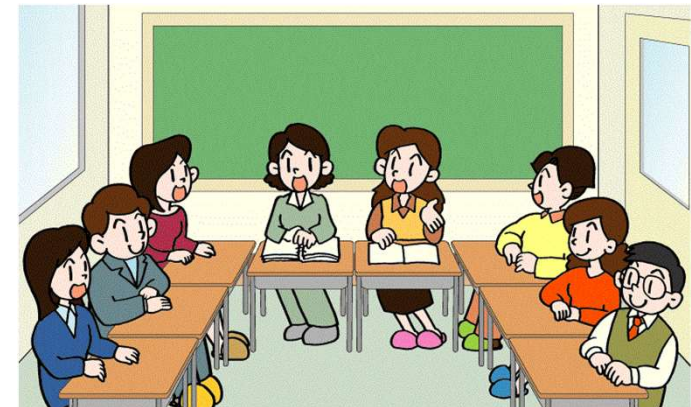


3、CSと地域学校協働活動の連携イメージ（厚木市）



6、学校運営協議会の運営について

- ・会長が学校運営協議会の議長を務める
- ・学校運営協議会での委員同士の話し合いを充実させるための準備
(一般の先生方の声を吸い上げる、教育活動の見学等)
- ・地域学校協働活動推進員の
教職員や生徒・保護者への紹介
(学校だより、HPなど)



9、まとめ

それぞれの立場でコミュニティ・スクール及び地域学校
協働活動へのお力添えをお願いいたします。



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ